

65歳以上の人への介護保険料の改正

■問い合わせ先 介護福祉課介護保険料係（市役所1階、☎ 40・7049）

平成30年度から3年間の第7期介護保険料基準額が4.9%引き上げの年額7万7,690円に決定となりました（改定後の保険料は下表を参照）。

介護保険事業計画は、介護保険制度が円滑に運営されるよう、3年度ごとに策定しており、保険料はその事業に要する費用の見込み額から算定しています。

介護保険料が引き上げになる主な要因は、給付費等

に対する保険料の負担割合が22%から23%へ増加されたことや、平成30年度の介護報酬が0.54%の増額改定されたことなど、国の制度改正によるものです。

平成30年度の保険料納入通知書または決定通知書は、7月中旬に郵送します。今後も、安定した介護保険制度を持続するため、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

第6期介護保険料 (平成27年度～29年度)	
所得段階	保険料年額(A) (保険料月額)
第1段階	3万2,880円 (2,740円)
第2段階	4万6,560円 (3,880円)
第3段階	5万4,720円 (4,560円)
第4段階	6万4,680円 (5,390円)
第5段階	7万4,040円 (6,170円) 基準額
第6段階	8万3,280円 (6,940円)
第7段階	9万2,520円 (7,710円)
第8段階	11万1,000円 (9,250円)
第9段階	12万9,480円 (1万790円)



第7期介護保険料 (平成30年度～32年度)				
所得段階	基準額に対する割合	対象者	保険料年額(B) (保険料月額)	増加額 (B-A)
第1段階	0.444	○生活保護受給者の人 ○世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給の人 ○世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	3万4,500円 (2,875円)	1,620円
第2段階	0.630	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える120万円以下の人	4万8,950円 (4,079円)	2,390円
第3段階	0.740	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	5万7,500円 (4,791円)	2,780円
第4段階	0.875	世帯の中に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	6万7,980円 (5,665円)	3,300円
第5段階	1.000	世帯の中に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税で上記以外の人	7万7,690円 (6,474円) 基準額	3,650円
第6段階	1.125	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	8万7,410円 (7,284円)	4,130円
第7段階	1.250	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	9万7,120円 (8,093円)	4,600円
第8段階	1.500	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	11万6,540円 (9,711円)	5,540円
第9段階	1.750	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が400万円以上の人	13万5,960円 (1万1,330円)	6,480円

国道7号の桜並木 「つかの桜街道」さくら情報

神田地区～津賀野地区にある約2kmにわたる桜並木「つかの桜街道」の開花情報などが確認できます。

▽閲覧方法 パソコンやスマートフォンから「弘前国道」と検索すると「さくら情報」へアクセスできます

■問い合わせ先 土地交通省弘前国道維持出張所（☎ 28・1315）



希望者は申請をしてください

老朽化した空き家の除却を支援します

▽補助金額 除却に要する費用の40%（限度額50万円）

▽募集戸数 5戸（5戸を超えた場合は不良度の評点が高い順）



▽申請期間 4月16日～7月17日

▽事前調査 補助の条件のうち、住宅の不良度については、あらかじめ現地調査を申し込むことができます。その場合、市から不良度の点数が通知されますので、その後に交付申請の手続きをすることができます。

▽注意事項

①空き家を解体することで住宅用地特例の対象外となり、土地の固定資産税等が増額になります。ただし、建物の固定資産税等が課税されなくなることから、土地と建物をトータルで考えた場合、今までよりも減額になる場合があります。

②不良度の判定を行うため、市職員が敷地に立入り現地調査を実施します。

■問い合わせ先 建築指導課（☎ 40・0522）

国際人を目指す高校生・学生を支援

国際人育成支援事業費補助金

については変更になる場合がありますので、ホームページなどでご確認ください。

◎学生の語学留学プログラム

海外で本格的に英語を学びたい人へのプログラムで、ホームステイなどの海外生活や英語学習を通じた幅広い交流を目的とします。

▽派遣先 カナダ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ（ハワイ）、フィリピン

▽期間 2週間～（派遣先によっては1週間から可）

【市の補助金および事業参加申し込みについて】

▽対象 市内に住所を有し、県内の高校・大学・短期大学・専修学校に在籍する生徒・学生

▽補助金額 参加料などの補助対象経費支出額の5割または20万円のいずれか少ない額（協会への参加料納付前に交付）

▽申し込み方法 5月9日までに、参加申込書および補助金申請書を文化スポーツ振興課（市役所4階）へ。

※申込書および申請書は同課で配布しています。

▽選考・交付 申し込みした人のうち、市の選考委員会で選考された人に対して交付します。

■問い合わせ・申込先

事業の内容について…国際青少年研修協会（☎ 東京03・6417・9721、Eメール info@kskk.or.jp、ホームページ <http://www.kskk.or.jp>）

申し込み・補助金について…文化スポーツ振興課文化振興係（☎ 40・7015）